

相 談



消費生活相談

専門の相談員が、町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。相談は無料で、事前の予約は必要ありません。秘密は厳守しますので、ぜひご活用ください。

五霞町の相談窓口

- 日時 10/23(金)9:00～16:30
(12:00～13:00を除く)
- 場所 役場1階 小会議室

境町の相談窓口

- 日時 毎週火・水曜日
9:00～16:30(祝日、12:00～13:00を除く)
- 場所 境町社会福祉協議会
- 問産業課 くらし環境係
☎(84)2582(直通)



こども・おとな ふくし 心配ごと相談

障がいやお子さんの発達に関するこの他、生活や仕事等、専門の相談員へ気軽に話ができる場として開催しています。

- 日時 10/13(火)15:00～16:00
- 場所 役場2階 第2会議室
開催日以外の電話相談や自宅への訪問も可能

問【平日】

健康福祉課 社会福祉係
☎(84)0006(直通)

【土曜日】

地域活動支援センター 煌
☎0297(30)3071

【日曜日・祝日】

青嵐荘つくし園相談支援事業所
☎0280(23)1161



行幸湖クリーン作戦

行幸湖クリーン作戦を次のとおり実施します。ご協力いただける団体は、必要事項をご記入の上、申込ください。個人で参加を希望する方は申込の必要はありませんので、当日「個人参加」で受付をしてください。

- 日時 11/15(日)8:00開始
(7:45受付開始)

※小雨決行。悪天候により中止とすときは、7:05に防災行政無線で放送します。

- 集合場所 キューピー(株)五霞工場
(駐車場)

- 実施区域 行幸湖周辺管理用道路

●申込方法

- ・産業課に備え付けの参加申込書の提出(役場閉庁日を除く)
- ・町公式ホームページからの申込

- 申込期間 10/31(土)まで

※申込用紙のみ10/30(金)17:00まで

問産業課 くらし環境係

☎(84)2582(直通)



10月は土地月間です

～土地取引の後には届出を～

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動をおこなう「土地月間」です。一定面積以上の土地取引をおこなった場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日を含めて2週間以内に、特定プロジェクト推進課へ届出をおこなう必要があります。詳しくは、町公式ホームページをご確認ください。

問特定プロジェクト推進課

市街地整備推進係

☎(84)3347(直通)



ごみの野焼きは禁止

ごみの野外焼却(野焼き)は、法律で原則禁止されています。

違反した場合「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(または併科)」に処される可能性があります。特に乾燥する時期は火災の危険が高まるため、ごみは正しく分別し適正に処理してください。

●野焼きの例外

- ①農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとしておこなわれる焼却行為
- ②たき火その他日常生活を営む上で通常おこなわれる燃焼行為であって軽微なもの(落ち葉たき等)
※一般家庭から出る生活ごみは不可
- ③構造基準を満たした焼却炉による焼却行為(県知事の許可を受けている特定小型焼却炉)
- ④災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却(災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など)
- ⑤風俗慣習上または宗教上の行事をおこなうために必要な焼却(どんど焼き、かがり火、たいまつなど)
- ⑥教育活動の一環としておこなわれる焼却行為(キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など)

これらの例外であっても「生活環境への影響が少ない」ことが前提です。煙や悪臭で苦情が出た場合は指導対象となる可能性があるため、周辺環境への十分な配慮をお願いします。

問産業課 くらし環境係

☎(84)2582(直通)

